

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1383号)

平成29年2月16日

横情審答申第1383号

平成29年2月16日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成28年4月4日健医安第1691号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「医療施設等相談報告書」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てに
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「医療施設等相談報告書」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「医療施設等相談報告書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年3月1日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 健康福祉局健康安全部医療安全課（以下「医療安全課」という。）が行う医療指導事務は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的にしており、そのための指導に当たっては、医療機関からの信頼関係を基に、第三者に提供しないことを前提に情報の収集をしている。

したがって、当該事務により得た情報の内容が開示請求により開示されるようになると、医療指導における報告聴取等に係る事務に関し、情報の公開を拒む医療機関が資料等の存在を明かさなくなるなど、医療指導に必要な事実の把握及び違法な行為の発見等を困難にし、医療機関に対する適切な医療指導事務に支障を来すことになる。

- (2) 以上により、今後、関係医療機関の協力が得られなくなるおそれが生じるなど、医療指導事業の適正な執行に著しい支障を生じることから、本件個人情報の一部について、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が非開示とした本件個人情報の内容は、既に医療安全課が協力を得た当事者である医療機関（以下「本件医療機関」という。）において申立人に対し公にされている情報であり、当事者としての地位を不当に害するおそれはなく、非開示とすべき理由はなくなっており、実施機関は条例の適用を間違っていると考える。

5 審査会の判断

(1) 医療指導等に係る事務について

ア 医療安全課では、医療法に基づき、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的に、医療機関の指導（以下「医療指導」という。）等を実施している。また、医療に関する相談等に応じ、問題解決に向けた取組に中立的な立場で助言等を行い、患者等と医療機関の信頼関係の構築を支援するため、横浜市医療安全相談窓口を設置している。当該窓口では、横浜市医療安全相談窓口運営要領（平成20年4月1日健医安第63号。以下「運営要領」という。）に基づき、相談業務を実施している。

イ 医療指導に当たっては、医療機関への事情の聴取及び構造設備や書類等が法令に適合しているかの確認を行った上で、必要に応じて口頭又は文書にて指導を行っている。また、指導に至らない場合でも、啓発を行うことにより、患者と医療機関の信頼関係構築を促し、良質かつ適切な医療が提供される体制の確保を図っている。

ウ 横浜市医療安全相談窓口は、医療法第6条の13に規定されている医療安全支援センターの業務の一環として位置づけられているものである。運営要領第2条の基本方針では、相談窓口は、患者・住民と医療機関との信頼関係の構築を支援する（同条第1号）、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療機関の双方から信頼されるよう努める（同条第2号）こと等を定めている。

エ 患者等から医療相談窓口寄せられる相談等の中に、医療機関の医療法違反に関わる内容があった場合には、医療安全課の相談窓口を担当する職員（以下「相談窓口担当者」という。）から医療安全課の医療指導を担当する職員（以下「医療指導担当者」という。）に相談内容を引き継ぐこととしている。相談内容を引き継がれた医療指導担当者は、医療機関に対する聞き取り等の対応を行い、必要と判断した場合には医療指導を行っている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報、申立人から医療安全相談窓口へなされた相談を基に相談窓口担当者から相談内容の引継ぎを受けた医療指導担当者が、当該相談に対応した内容を記載した医療施設等相談報告書である。実施機関は、このうち医療指導担当者が本件医療機関に対し事情を聞き取るために電話した際に、本件医療機関職員から任意に聴取した情報（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当するとして非開示としたと主張しているため、平成28年12月1日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 医療機関からの事実確認が必要な場合には、医療指導担当者は、対象となった医療機関との信頼関係に基づき、第三者に提供しないことを前提に当該医療機関から事情の聞き取りを行い、医療指導に関連する情報（以下「指導関連情報」という。）の提供を受けている。したがって、このような情報を開示すると、医療機関からの情報提供を受けにくくなり、医療機関に対する適切な医療指導事務にも支障を来すことになる。

(イ) なお、指導関連情報の提供を受ける際には、第三者に当該情報を提供しない旨を医療機関に対して必ず明示するという運用はしていない。しかし、指導関連情報を第三者に提供する可能性がある場合にはその旨を当該医療機関に伝えることとしている。このように、明示はしていないものの、医療機関は、通常、第三者にはその内容を提供されないことを前提として、実施機関に指導関連情報を提供している。

(ウ) 医療機関からの事情の聞き取りが医療安全相談窓口での相談を契機に行われた場合でも、通常、当該相談の相談者に対して、医療機関に対する対応結果を伝える運用は行っていない。また、医療指導業務は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的とするものであるため、医療機関と患者等との間の仲介等は行っておらず、トラブルの相談があった場合は当事者間での話し合いを原則としている。

また、本件においては、本件医療機関に対する対応をしたとしても、具体的な対応内容を教えることは難しいという説明を申立人に行っている。

ウ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

(ア) 当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件非開示部分には、医療指導に当たって本件医療機関から提供された指導関連情報や本件医療機関との間のやりとりの内容が具体的に記載されていることが認められた。

このような医療機関からの聞き取り等の事実確認は、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的としている。また、実施機関が強制的に情報を収集するものではない。

よって、医療機関は、指導関連情報を第三者に開示されることを想定していないと言える。

(イ) また、医療指導を行うにあたっては、事実の把握及び違法な行為の発見のために医療機関から指導関連情報の提供を受けることが必要であるという実施機関の説明は、医療指導に係る事務の性質に照らして不自然ではない。

(ウ) したがって、本件非開示部分を開示すると、医療機関等と実施機関との信頼関係が損なわれることが容易に推測され、指導関連情報が得られなくなる結果、医療指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示部分は、本号柱書に該当する。

(4) なお、申立人は、本件非開示部分の一部は本件医療機関において既に申立人に対して公にされているため非開示とする理由はないと主張するが、当審査会における非開示条項該当性の判断は上述のとおりであって、申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年4月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成28年4月21日 (第288回第一部会) 平成28年4月21日 (第195回第三部会) 平成28年4月26日 (第291回第二部会)	・諮問の報告
平成28年5月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・審議
平成29年1月19日 (第206回第三部会)	・審議